

# 75歳以上と65歳から74歳で一定のしょうがいのある方が対象 長寿医療制度（後期高齢者医療） のお知らせ

問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合 011-290-5601  
役場健康福祉課健康推進室 ☎ 4556

## 新しい保険証（被保険者証）に変わります

現在ご使用いただいています保険証は7月31日をもって有効期限が満了となり、8月以降はご使用が出来なくなります。7月中に新しい保険証をお送りしますので、お手元へ届きましたら古い保険証を破り捨ていただき、新しい保険証をご使用ください。

なお、新しい保険証は有効期限が平成23年7月31日までの2年間となり、用紙の色も青色から黄色に変わります。

### ▶病院などでの窓口負担（一部負担金）の割合について

病院などでの窓口負担の割合は、「一般の方は1割」「現役並み所得者の方は3割」です。新しい保険証は、平成20年中の所得に基づいて、平成21年8月から平成22年7月の窓口負担の割合が「一部負担金」欄に記載されています。

※一部負担金の割合(1割・3割)は、有効期限内でも所得や世帯構成の変更により、再判定となります。再判定により一部負担金の割合が変更になる場合には、新しい保険証をお渡しします。

### ▶3割負担になる方

住民税課税所得が145万円以上ある加入者（被保険者）とその方と同じ世帯の加入者（被保険者）の方は、病院などでの窓口負担の割合が3割負担（現役並み所得者）となります。ただし、右の表に該当する方は、役場窓口で申請することにより1割負担になります。（申請に必要なものは事前に電話などでお尋ねください。）

同じ世帯の加入者（被保険者）人数	1人のみ	・加入者（被保険者）本人の収入の額が383万円未満のとき ・同一世帯にいる70～74歳の方と加入者（被保険者）本人の収入の合計が520万円未満のとき
	2人以上	・加入者（被保険者）の収入の合計が520万円未満のとき
※原則として、申請日の属する月の翌月から適用されます。 (例) 平成21年8月15日に申請→平成21年9月1日から適用		

## 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）をお渡しします

減額認定証は、同一世帯内に住民税が課税されている方がいない世帯の方が入院した際の医療費や食事代などの自己負担を軽減することができるものです。

これまでは減額認定証をお渡しするために毎年手続きをいただいていたが、今年から手続きが不要となります。現在、減額認定証をお持ちの方は7月31日をもって有効期限が満了となることから、8月以降も減額認定に該当する方へ7月中に新しい減額認定証をお送りしますので、8月1日からはそちらをご使用いただき、古い減額認定証は破り捨ててください。（新しい減額認定証は、用紙の色が緑色から橙色に変わります。）

住民税が課税されていない世帯にいるにもかかわらず、減額認定証をお持ちでない方は、一度手続きが必要ですので役場窓口で手続きを行ってください。（手続きに必要なものは事前に電話などでお問合せください。）

住民税非課税世帯の区分Ⅰ・区分Ⅱの適用	
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうちの次のいずれかに該当する方に適用されます。 ・世帯全員が所得0円で、かつ公的年金受給額80万円以下の方 ・老齢福祉年金を受給されている方